

公益財団法人 公益法人協会 第45回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成30年3月7日(水) 16時～18時04分
 - 2 開催された場所 弘済会館 4階「楓」
 - 3 理事総数及び定足数
 総数 15名、定足数 8名
 - 4 出席理事数 12名
(出席) 雨宮(時枝)孝子、浦上節子、片山正夫、岸本幸子、黒田(亀谷)かおり、鈴木勝治、
 田中 皓、鶴見和雄、橋本大二郎、早瀬 昇、堀田 力、山岡義典
 注) 山岡理事は第1号議案説明前の16時08分、堀田理事は同議案説明時の16時19分
 に着席、同議案の決議に加わった。
(欠席) 太田達男、高宮洋一、福原義春
(監事出席) 谷村 啓、中田ちづ子、平川純子
 - 5 議題
- 決議事項
- 第1号議案「平成30年度事業計画書及び収支予算書等の承認」の件
 - 第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第6回配分先の決定」の件
 - 第3号議案「『会員に関する規程』の改定」の件
 - 第4号議案「平成30年度役員報酬(4～6月)」の件
 - 第5号議案「顧問の選任」の件
 - 第6号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

報告事項

- (1) 「公益信託法の見直しに関する中間試案」(パブリック・コメント)及び公法協意見書
- (2) 「民間法制・税制調査会」の開催
- (3) 平成29年度下期コンプライアンスの状況
- (4) 平成29年度寄附金の状況
- (5) 平成29年度入退会の状況
- (6) その他報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で鶴見常務理事より、理事総数15名中10名が出席、2名は後ほど到着する予定であり
3名は欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足
していることを確認し、続いて、同常務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『平成30年度事業計画書及び收支予算書等の承認』の件

雨宮理事長から、環境認識及び基本方針について説明があった。説明によると、環境認識として平成30年度は公益法人制度改革による新法施行から10年、また、NPO法施行から20年という、市民社会の担い手である非営利セクターにとって大きな節目の年に当たる。海外では、米国トランプ政権によるアメリカファースト、欧州では英国のEU離脱交渉が大詰めを迎えるなど世界レベルで分断社会が進行しており、内戦の多発、難民の大量流入、北朝鮮情勢などにより平和への脅威が高まり、市民社会への弾圧や規制強化など様々な形で市民社会スペースの狭窄化が進行している。日本を含む国連加盟193ヶ国が2030年までの到達目標として掲げた、持続可能な開発目標SDGsは、先進国をも包含する全地球的な規模で国内外の課題解決に警鐘を鳴らしている。一方、国内に目を転ずると、自然災害による被害が継続、少子高齢化の波は止めることができず、20年後には今の東京都の人口に当たる1300万人が減少すると言われている。公益法人協会には、NPO法人や社会的企業の台頭による社会的問題を解決するアクターの多様化による地盤変動にも対応し、非営利組織全体の役割の向上と社会からの信頼感の醸成及び法制・税制を含む強固な活動基盤の再構築に、さらに注力する必要が求められ、当協会が眞の「民による公益の実現」を果たし、社会からの信頼を受け、その活動が市民社会からの寄附やボランティア等で支えられる好循環の実現が確固たるものとなるよう、公益の増進と活力ある社会の実現のために邁進していく。そのため平成30年度は、前中期経営計画(27~29年度)の延長年度として捉え、前中期経営計画の方向性と役割を多角的に分析し、かつ長期経営計画も勘案した、次期中期経営計画の助走期間と位置づける。したがって、基本方針として、①平成31年度以降に予定する次期中期事業計画(3ヶ年Kプラン)の基礎固め、②関係団体と提携した公益法人制度改革10周年を記念する事業の実施、③会員システムの機能拡充と事業領域の検証、④集中と選択の下に収益源となる主要事業のブランド化、先進的優位性、差別化を図り、⑤市民社会との親和性を重視した政策提言・連携を選別した上で事業の推進、この5点を軸に事業計画を策定した。以上であった。

続いて鶴見常務理事から、主要各事業計画の詳細及び收支予算書等について説明があった。説明によると、事業計画の要約は次のとおりである。

<公益目的事業I「普及啓蒙>①実務書の出版ラインアップの充実、②当協会への入り口というべきWebサイトの改定、③記念シンポジウムの開催、④休眠預金、遺贈、SDGsなど国内外の情勢の変化を捉えた関係団体との連携、海外中間支援団体との情報交換、⑤公益法人の制度理解促進、認知度向上のための対メディア関係強化、⑥大学・会員法人のマッチング、ユース(若者)世代との連携関係を企図したインターネットショップ推進。

<公益目的事業II「支援・能力開発>①相談室の機能及び相談員の拡充、②ニーズに合ったセミナー内容の見直し、③「読まれる機関誌」のための内容刷新、④公益法人・一般法人の情報公開・公告を代行する「共同サイト」の販促。

<公益目的事業III「調査研究・提言>①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」「定期アンケート」の継続実施、②調査研究、国内連携事業とも連携した専門委員

会の実施、③非営利法人制度・税制改善のための適切な提言活動。

＜法人管理＞①「会員満足度調査」、各事業担当との協力による会員サービスの強化、社内システムの活用・機能拡充による新規会員獲得と現会員リテンション、情報発信力の強化、②各事業収益性の向上、徹底した経費の節減による財務体質の改善、寄附金の獲得。

次に同常務理事から、別添の配布資料を元に平成29年度の財務状況の説明とともに、30年度收支予算について説明があった。説明によると、29年度は現段階では百数十万程度の赤字になる見込みであるが、年度末入出金の変動により少々の上下が生ずると思われる。また、30年度は689万円程度のマイナス予算となつたが、これには社内ソリューションなどIT関連の新規費用、相談員の増員、制度改革10周年記念事業シンポジウムの開催等が予定されているためであるが、事業計画書で説明したように、会員システムなどのインフラ基盤整備を会員獲得や事業の収益性向上に結び付けるとともに、シンポジウムの有料化によるコストリカバリー、また、調査研究については新たな助成先の獲得に努めたい、とのことであった。また、資金調達及び設備投資の見込みについては、Webサイトコンテンツ、社内システム等の開発費用、社内サーバの交換等、新たなIT投資に521万円ほどを投入するとの説明があった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があつた。

(橋本理事) 内閣府から受注している委託事業とは、どのようなものか。

(鶴見常務理事) 29年度まで8年連續で受託している、競争入札による単年度相談会事業であり、東京をはじめ全国で年間十数回、公益法人の運営と公益認定申請等に関する個別相談、セミナーを開催している。参加者は主に、公益法人と公益認定を希望する一般法人である。

(橋本理事) 遺贈の取り組みのために採用する人材は、どういった方が。

(鶴見常務理事) 資産の相続、寄附など専門的な知識が必要であることから、信託銀行出身者を相談員として迎えるものである。

(早瀬理事) 事業計画書に記載した提言事業において、「行政の不適切な取り扱い」との表現は正確でないので削除することであったが、そつくり削除する必要はない。「行政が適切に取り扱うよう」提言する旨の文意に直した上で、文言自体は残して欲しい。行政に対しきちんとものを言つことは、公法協の大きな役割である。

(鶴見常務理事) 文言は、そのように修正する。

(岸本理事) 本年度が赤字決算で、来年度が予算段階から赤字ということには不安を感じる。

内閣府委託事業の受託が加わっても、収支が改善せず赤字のままというのは、なぜなのか。また原案で入会金、会費の収益についても野心的な目標をたてて収入を確保するような案になっているが、この目標を達成できる戦略はあるのか。

(鶴見常務理事) 赤字予算は、29年度に実施できず先送りになつていて、主に社内事業システムやWebに係る投資を30年度に行つことで、今後の事業の成長に弾みをつけたい、ということである。今のシステムを改善し、着実な収益に繋げるようになつた。CRM (Customer Related Marketing) につなげるシステム導入として、必要な投資をお考えいただきたい。今後、助成してくれる団体を探しつつ、赤字予算を何とか黒字決算に持っていきたいと考えており、決して悲観的な赤字予算とは考えていない

い。むしろ、これをやることによって今後の公法協の発展を担保していきたい。ぜひ、サポートをお願いしたい。

また、受取会費等については非常にアンビシャスだが、退会者の分析を行うとその理由は経費削減や解散の他に、当協会のサービスを利用しないから、という回答がある。30年度は会員に対してヒアリング、アンケートを行い、リテナション・マーケティングを試みたい。少なくとも、29年度と同程度の数字は死守したい。

(雨宮理事長) 相談会受託事業に関しては、入札事業であるため従来から予算には収支とも計上していない。来年度は開催回数が減ることから考えると、落札できても収益は少なくなる見込みであるが、受託すれば、これにかかる人員は減らせない。地方開催が減れば出張費は下がるもの、それでも全体でプラスになる可能性は少ないと。事業としては良い内容にしなければならないが、それに収支は伴わない、ということだ。

(堀田理事) 新法施行10周年に当たって、今までの政策提言活動を振り返りシンポジウムを行うのはとても大切だが、公益法人協会への一般寄附金はあまりにも少ないのでないか。収益のほとんどが事業収益と受取会費、これはいわば共益的と言るべきもの。公益法人協会が公益法人の中の公益法人である以上、寄附がもつともつとななければいけないのでないか。日本型の公益法人ならこのような状況で良いかも知れないが、今後の10年もこのような形で進めるのか。日本の公益の今後を考えて事業を展開し、一般寄附金を増やす形式を志向されないのでないのか。

(雨宮理事長) ご指摘のとおりである。個人的には法人会計(管理費)に沢山寄附を集めたいと思うが、その場合は当協会の寄附金規程では一般寄附金ではなく、使途を指定した特別寄附金に当たるので理事会承認が必要であり、手続が煩瑣である。平素から自法人への寄附を集めると、公益法人協会の宣伝が足りないと思っている。

(鶴見常務理事) 公益法人の認知度を上げる方法として、ニュース(若年層)を巻き込む仕組みづくりがある。また、公益法人協会は「民間非営利活動推進センター」というサブ看板を掲げているものの、一般法人、社会福祉法人の本格的取り込みなど、どこまでを活動の対象範囲にするか不透明な部分はあるが、今後も国内の非営利法人による公益活動を牽引していく役割を担いたい。

(片山理事) 自分の財團は若い人を対象に事業を行っているが、その点では公益法人協会のイメージは堅すぎる。事業の内容、デザインなどイメージ戦略が必要である。社内で、ワーキンググループを立ち上げて考えるのはどうか。

(田中理事) 別件だが、理事会の事前資料の送付が遅い。募集通知の到着と同じ時期くらいに欲しい。また、事業別予算の収支はお示しいただけないか。今年の事業計画の中で何に力を入れるのかが分からぬ。予算審議に必要である。

(雨宮理事長) 早める方法は色々あると思う。いずれも今後、十分に対応したい。

審議の結果、事業計画書の一部修正の条件付きで原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第6回配分先の決定」の件

鶴見常務理事から、同議案説明があった。説明によると、支援先の決定案策定に当たって、

岸本理事を含む6名で構成される配分委員会で審議したが、うち1名は現役大学生の候補者4名から選抜した。また、募集に先立って昨年12月上旬、福島県、宮城県の計5市の現地非営利組織11団体を訪問、ヒアリングによる情報交換を行った。今回の募集に応募した団体は38団体であり、うち14件を採択、計653万3,113円を配分助成したい。当協会は事務費として配分額の10%以下の金額を受領する。以上であった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(早瀬理事) この事業は、いつまで継続されるのか。

(鶴見常務理事) 松口奨学会からの寄附金は被災地の児童・学生を対象とした奨学金支給に充てられる、31年度までの特別プログラムである。

(田中理事) 新たな寄附金は受け付けないのか。

(鶴見常務理事) 募金自体は通常行っており、停止するためには理事会の承認が必要である。

期間中に申し込みがあれば、当然受け付ける。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「『会員に関する規程』の改定」の件

雨宮理事長から、同議案の説明があった。説明によると、今回の改定案は会費の滞納に基づく会員の除名に係るもので、従来は理事会承認が必要であった除名規定を、入会との整合性及びフレキシブルな対応を図るため「理事長決裁」、理事会へは「報告」とするものであり、改定後の規定は本日から施行する、ということであった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(早瀬理事) 新第11条の見出しが「理事会への報告」であるのに、条文では「理事会に」の文言が見当たらないが、どうか。

(雨宮理事長) ご指摘に感謝する。その箇所は修正する。

審議の結果、規定文の一部修正の条件付きで、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案「平成30年度役員報酬(4～6月)」の件

雨宮理事長から、本議案について説明があった。説明によると、役員報酬の月額については29年度と同じであるが、6月の定時評議員会の終結をもって理事長(自分)の理事の任期が満了するので、改めて理事長(代表理事)を定時評議員会後の理事会で選任する必要がある。そのため、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について承認いただきたい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり(別紙)、出席理事全員一致で可決した。

第5号議案「顧問の選任」の件

雨宮理事長から、本議案について説明があった。説明によると、現顧問3名の任期が本年3月末で満了するが、再任については3名の方とも承諾を取り付けた。については、任期を従来どおりの2年間とする再任を承認いただきたい、とのことであった。

(顧問候補者) 石村耕治、岡本仁宏、能見善久

審議の結果、原案どおり3名の再任を出席理事全員一致で可決した。任期は平成30年4月1日から同32年3月31日まで。

第6号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

鶴見常務理事から本議案について説明があり、次のとおり、出席理事全員一致で可決した。

・第24回評議員会

日 時 平成30年6月27日(水) 14時開始

場 所 仏教伝道センター(港区芝)

目的である事項等

- ・平成29年度事業報告及び附属明細書の承認
- ・平成29年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに附属明細書の承認
- ・「理事の選任」の件
- ・「評議員の選任」の件
- ・「定款変更」の件 等

(田中理事) 評議員会の予定議題を「定款変更等」としているが、「等」として新たな議題を盛り込むことはあり得るのか。理事会で明確に決められた議題についてのみ、審議できると解しているが。

(鈴木副理事長) 一般的には、議題は理事会で具体的に確定するが、この後に何か軽微な追加議題が発生した場合に、敢えて再度、評議員会の開催議案を理事会に諮ることを避けたいという意図である。役員改選など重要議題は、改めて理事会に諮る所存である。大きな問題は生じないとと思う。

(堀川理事) 定款変更に付随する規程の改定のような案件であれば、よいのではないか。運用は大らかにあるべきと思う。

(橋本理事) 本日以降に発生した事案があるときは、便宜的に盛り込むことと理解する。手続上の瑕疵につながるリスクはあるのか。

(田中理事) 公益法人協会の理事会で承認する議題の案としてはどうか、と思う。

(爾宮理事長) 評議員会の議題を追加したいときは、理事会で改めてその追加を決議する必要がある。今回の場合は6月上旬の理事会で追加決議をすればよいので、ご指摘の「等」は削除する。

審議の結果、目的である事項等の一部修正の条件付きで原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○報告事項

下記の報告が行われた。

(1) 「公益信託法の見直しに関する中間試案」(パブリック・コメント)及び公法協意見書(鈴木副理事長)

報告によると、平川監事が委員として出席している法制審議会信託法部会の審議結果が、

公益信託法の改正案として2月、法務省からパブリックコメントに付され、当協会は理事長名で意見書を提出した。意見書は、新公益信託法の目的について原案に賛成し、現行の税法上の規定による複雑な制度を改め、公益法人制度と平仄を合わせ、行政庁から認可された公益信託が税法上の優遇措置を受けることが可能となるよう、税当局との調整を進める事を要望する、等々の内容である。また、意見書は当協会を含め、信託協会、弁護士会、最高裁、経団連、連合等11法人から提出された、とのことであった。

(2) 「民間法制・税制調査会」の開催（鈴木副理事長）

報告によると、制度環境の改善に向けた同調査会を2月に立ち上げた。委員は関係法の有識者及び研究者に加えて、堀田理事や片山理事、田中理事らを実務者とする総勢15名のメンバーであり、本年秋中に報告書をまとめ、12月に開催する新法施行10周年記念シンポジウムにてそれを報告する予定であり、非常利法人全般に対して提言をしていきたいとのことであった。

(3) 平成29年度下期コンプライアンスの状況（鈴木副理事長）

報告によると、昨年9月理事会以降にコンプライアンス違反や、それに係る内部告発等はなかったとのことであった。

(4) 平成29年度寄附金の状況（鶴見常務理事）

報告によると、29年度に受領した寄附金は3月6日現在、「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」に対する寄附金が計241万円、一般寄附金が50万円である。また、当協会規程上の特定寄附金に関しては、すでに募集と配分を終了した「熊本地震草の根支援組織応援基金」を含め、改めて今期における配分額等の説明があった。

(5) 平成29年度入退会の状況（鶴見常務理事）

報告によると、2月末時点の会員動向は入会が39件、退会45件のマイナス6件であるが、毎年年度末に退会が多く発生することを考慮し、本年度の見通しはマイナス15件程度を想定している、今後は退会団体にアンケートだけでなく、ヒアリングを行いたいとのことであった。

(6) その他報告

上記(5)までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携）が鶴見常務理事、公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）が鈴木副理事長及び鶴見常務理事、公3「調査研究・提言」（各種研究会等、提言・要望活動）が雨宮理事長及び鈴木副理事長、「法人管理」（会員、社内システム、団体保険等）が鶴見常務理事であった。

また、最後に鶴見常務理事より、平成29年度事業報告、計算書類案の承認等に係る次回理事会の開催（6月7日、場所未定）について連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時04分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成30年3月7日

代表理事 雨宮 孝子 (時枝孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちづ子

監 事 平川 純子

(別紙)

平成30年度役員報酬(4～6月)の金額等

(単位：円)

理事氏名	年俸	俸給月額	H30年 4～6月 合計	H29年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
細宮 孝子	12	320,000	960,000	2,880,000	週2日
鈴木 勝治	26	600,000	1,800,000	7,020,000	週5日
鶴見 和雄	23	540,000	1,620,000	4,860,000	週5日

* 役員賞与は支給しない（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項）。

